

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

公告

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………四
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(三件)……………四
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………四
- 都市計画の案(五件)……………五
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課)……………五

告示

●東京都告示第九百五十三号  
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月九日

東京都知事 舛添 要一

一 被処分者

(一) 商号 株式会社エルズホーム

(二) 代表者氏名 代表取締役 坂井 恵太

(三) 主たる事務 目黒区東山一丁目二番七号

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九一八九八号

(五) 免許年月日 平成二十二年七月二日

二 処分年月日 平成二十七年六月二日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十七年六月十六日から同年七月十五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第九百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月九日

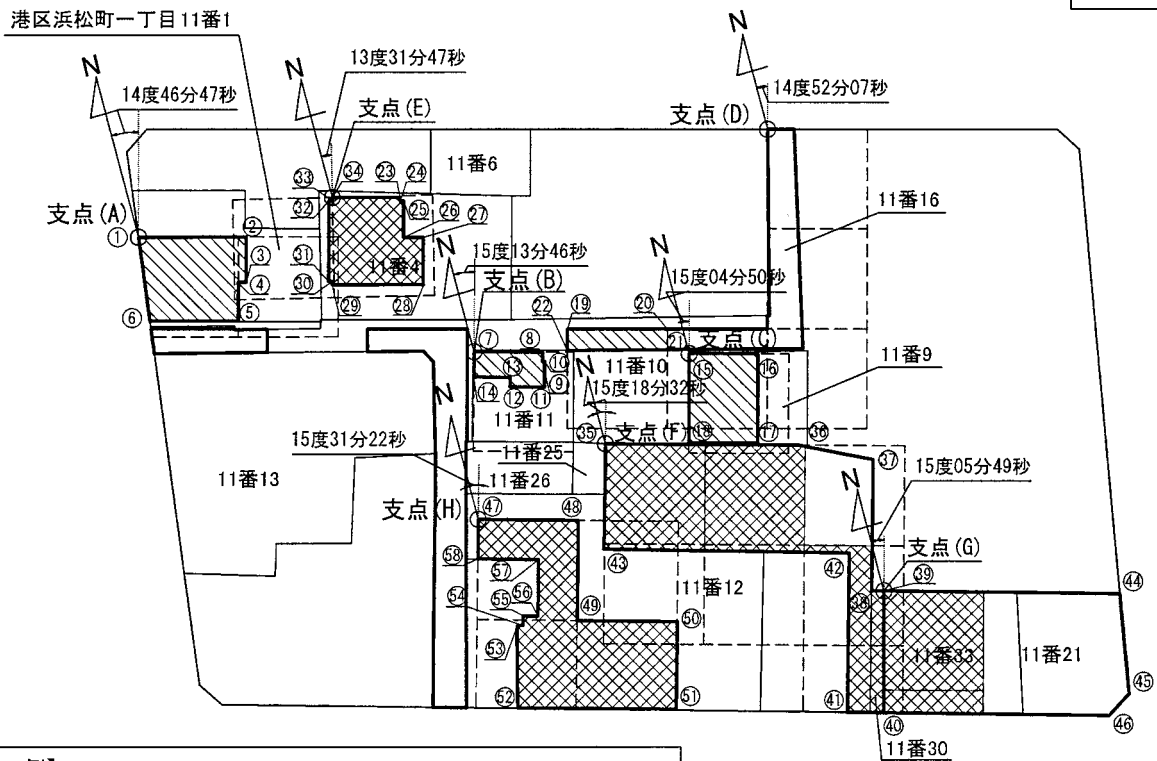
東京都知事 舛添 要一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 形状変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
- 単位区画
- 形状変更時要届出区域 (平成27年東京都告示401号で指定した区域)
- 筆境界
- 調査範囲

【支 点】

支点は、調査範囲の最北端とし、それぞれの地点の座標を下表に示す。

支点名	A	B	C	D	E	F	G	H
X	-37737.7453	-37757.424	-37763.121	-37743.4194	-37738.882	-37769.7281	-37791.0663	-37773.7707
Y	-6916.4747	-6886.927	-6866.178	-6852.8598	-6896.687	-6876.5774	-6853.3645	-6890.7871

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示し、それぞれの格子の回転角度を下表に示す。

支点名	A	B	C	D	E	F	G	H
角 度	14度46分47秒	15度13分46秒	15度04分50秒	14度52分07秒	13度31分47秒	15度18分32秒	15度05分49秒	15度31分22秒

【座標値一覧表】

測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標
1	-37737.7453	-6916.4747	13	-37760.8676	-6884.1064	25	-37741.031	-6889.896	37	-37778.1582	-6851.0607	49	-37786.0822	-6883.828
2	-37740.4966	-6906.0466	14	-37759.894	-6887.607	26	-37744.5539	-6890.8278	38	-37790.7554	-6854.5687	50	-37788.7584	-6874.1928
3	-37744.8565	-6907.1969	15	-37763.121	-6866.178	27	-37745.063	-6888.903	39	-37791.0663	-6853.3645	51	-37797.2433	-6876.5495
4	-37744.7515	-6907.981	16	-37764.9142	-6859.531	28	-37749.6395	-6890.1135	40	-37802.8922	-6856.5547	52	-37793.0303	-6891.808
5	-37748.4057	-6908.9451	17	-37773.577	-6861.868	29	-37747.3062	-6898.9349	41	-37801.9253	-6860.0262	53	-37785.0269	-6889.7411
6	-37746.1387	-6917.5096	18	-37771.769	-6868.511	30	-37746.974	-6898.847	42	-37786.5466	-6855.7587	54	-37785.1692	-6889.1919
7	-37757.424	-6886.927	19	-37757.6176	-6877.3222	31	-37746.878	-6899.202	43	-37779.8686	-6879.4188	55	-37784.2328	-6888.9289
8	-37759.261	-6880.322	20	-37760.1836	-6867.6571	32	-37739.113	-6897.108	44	-37797.4371	-6830.5858	56	-37784.6117	-6887.5106
9	-37760.1408	-6880.5642	21	-37762.1942	-6868.1909	33	-37739.2052	-6896.7769	45	-37807.3451	-6832.2541	57	-37779.1891	-6886.0026
10	-37760.2014	-6880.3465	22	-37759.693	-6877.8733	34	-37738.882	-6896.687	46	-37808.9551	-6834.7861	58	-37777.5663	-6891.8413
11	-37762.698	-6881.0338	23	-37740.6091	-6890.1573	35	-37769.7281	-6876.5774	47	-37773.7707	-6890.7871			
12	-37761.774	-6884.356	24	-37740.9388	-6890.2445	36	-37774.8417	-6857.8968	48	-37776.4469	-6881.1518			

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プロポリスの研究をすすめる会

三 代表者の氏名

中野 成章

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿六丁目五番二号 三〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く日本国民を対象として、プロポリスの研究者及びその支援者によるプロポリスの科学的研究の推進を図ることを目的とし、プロポリス研究者へ援助等行い研究を促進することにより、国民に対し研究の成果が生んだプロポリスを販売・提供することによって、国民が健康な生活を送れる社会を作ることに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人レインボー・リール東京

三 代表者の氏名

宮澤 英樹

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区高田三丁目十番十八号 東ビル四〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、セクシュアルマイノリティを始めとするセクシュアリティやジェンダーをテーマに扱った国内外の映像作品を紹介することにより、人的・文化的国際交流を深め、現代映像文化に貢献するとともに、セクシュアリティやジェンダーに関して根強く残っている偏見や誤解をとき、より多様で自由な男女共同参画社会を創出するための教育と情報提供の場を作り、当事者とそれ以外の多様な人々が理解し合い共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プレイグラウンド・オブ・ホープ

三 代表者の氏名

ANOP MICHAEL ALEX（アナップマイケル アレクス）、占部 秀美

四 主たる事務所の所在地

東京都港区麻布十番一丁目三番十三号 カサエセンシ

ア四F

五 定款に記載された目的

この法人は、災害被災地及び支援を必要としているコミュニティにおける幼稚園・保育園、小学校、公園等に遊具や遊び場を市民参加型で設置する事業、設置した遊具や遊び場の維持及び有効活用を促進する事業、並びに子どもの社会生活訓練・教育の提供事業を通じて、子どもたちが身近な場所で自由に遊べる環境を確保して、子どもたちの健全育成や地域コミュニティの活性化を図り、災害被災地の復興と子どもたちがいきいきと成長できる社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア経済文化交流協会

三 代表者の氏名

日暮 高則

四 主たる事務所の所在地

東京都北区王子一丁目二十一番二号 王子OJビル五〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国の人々と日本との経済および文化交流に関する事業を行い、日本とアジア諸国の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人無料相談室MOTT

三 代表者の氏名

高橋 弘毅

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区大塚五丁目八番四号

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民中でも特にマンション等不動産の投資の失敗又は住宅ローン等の問題を抱える消費者やその家族を対象に、行政機関や専門家と協力しながら無料で相談・支援に関する事業を行い消費者やその家族の精神的・経済的安定・再生を支援します。また、その活動を通じマンション契約、債権債務問題等への精通した相談員を育成し、地域社会と不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年六月九日

一 名称

特定非営利活動法人Malaria No More

東京都知事 舛 添 要 一

Japan

二 代表者の氏名

神余 隆博

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町三丁目七番地四 秩父屋ビル八階

四 認定の有効期間

平成二十七年六月一日から平成三十二年五月三十一日まで

まで

一 名称

特定非営利活動法人ESSAアジア教育支援の会

二 代表者の氏名

浅田 美知子

三 主たる事務所の所在地

東京都狛江市東和泉一丁目二十三番三号一〇一

四 認定の有効期間

平成二十七年六月一日から平成三十二年五月三十一日まで

まで

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。  
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)

追加する部分

中央区八重洲一丁目地内

二 縦覧場所

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。  
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。  
平成二十七年六月九日

一 国家戦略都市計

東京都知事 舛 添 要 一



都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都都市計画公園

第九・六・一 削除する部分 号篠崎公園

江戸川区篠崎町五丁目及び篠崎町六丁目各地内

- 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び江戸川区役所

- 三 縦覧期間

公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、府中都市計画公園及び小金井都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 府中都市計画公園及び小金井都市計画公園

第七・五・一 変更する部分 号武蔵野公園

府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目各地内並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目、東町一丁目及び東町五丁目各地内

- 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに府中市役所及び小金井市役所

- 三 縦覧期間

公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、青梅都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 青梅都市計画道路

三・五・五号 新奥多摩街道線 追加する部分 青梅市西分町三丁目及び勝沼一丁目各地内

削除する部分

青梅市勝沼一丁目地内

三・五・七号

東青梅駅前線

追加する部分

青梅市東青梅一丁目地内 変更する部分 青梅市東青梅一丁目及び勝沼一丁目各地内

- 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び青梅市役所

- 三 縦覧期間

公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一冊月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002